

くらしの情報

information

年金

◆国民年金の任意加入

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間・保険料免除期間などの合計が、25年（300月）以上が必要で

保険料の半額免除が承認されている方は、半額の保険料を納めないで年金を受け取るための期間に算入されません。
年金を受け取るために必要な資格期間が足りない場合や年金額を満額に近づけたい場合は、60歳から65歳まで任意加入して保険料を納めることができます。

昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格期間

が足りない場合に限り、さらに65歳から70歳まで任意加入できます。

申請した月から加入できず、印鑑を持って町民係で手続きをしてください。

お問い合わせ先
町民課町民係

☎ 1111 内線 2125

◆年金相談

川内社会保険事務所では、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで年金相談を実施していますが、左記の日は時間を延長し、また土曜日に事務所を開庁して年金相談を実施します。

ぜひ、これらの日を利用してご自身の年金についてご相談ください。

なお、県内のほかの社会保険事務所でも実施しています。

相談実施日

・9月10日（土）

午前9時30分～午後4時

・9月12日（月）

・9月26日（月）

午前8時30分～午後7時

お問い合わせ先

川内社会保険事務所

☎ 5276

お知らせ

◆交通災害共済制度

この制度は、年間500円の安い掛け金で、もし交通事故にあつた時、被害者やその遺族を救済し、明るい社会生活を守るうとする制度です。

手続きは、難しいものではありませんので、お気軽に総務課交通防炎係（☎ 1111 内線 2215）へお問合せ下さい。なお、この制度にはいつでも加入できます。

対象は、次のとおりです。

- ・自転車で行中、バランスを崩し転んでケガ
 - ・電動シニアカーで道路の側溝に落ちてケガ
 - ・バイクで走行中、道路の砂利で滑って転んでケガ
 - ・自転車やバイクが走ってきてもつつかつてケガ
 - ・自動車やバイクなどによる自損事故
 - ・車同士の衝突事故や追突事故など大きな人身事故の他にも7回以上通院されれば見舞金支払の対象になることがあります。
- 請求は事故発生日から2年以内です。



2025

国勢調査

今年国勢調査の年です
ご協力をお願いします

国・県及び町では、10月1日に平成17年国勢調査を行います。統計法に基づいて行われる国勢調査は、人口や世帯についての基本的な統計調査で、日本に住んでいるすべての人が対象となります。

9月下旬から10月上旬にかけて、国勢調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配付と受け取りに伺います。国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

お問い合わせ先

企画広報課広報統計係

☎ 53-1111 内線 2223

◆無料法律・登記・税務

相談所開設

県司法書士会、県土地家屋調査士会、南九州税理士会鹿児島県連合会では、10月1日「法の日」の記念事業として無料法律・登記・税務相談所を開設します。

日時 10月1日（土）

午前10時～午後4時

場所 鶴田中央公民館

相談内容

・土地建物の登記に関する事項

・土地の地積、分筆、測量

境界に関する事項

・会社の登記に関する事項
・所得税、贈与税、相続税、その他税務一般に関する事項

・遺言など

・裁判手続きや裁判所に提出する書類の相談など

・消費者金融問題、架空請求問題など

県司法書士会では、10月1

日から7日まで、会員の各司法書士事務所でも相談を受け付けます。

お問い合わせ先

県司法書士会

☎ 099-256-0335